

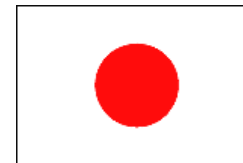
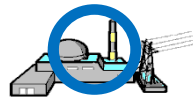
日・ベトナム原子力協定

- ベトナムは、南東部ニントゥアン省の2サイトに100万kW級の原子炉を各2基(計4基)建設予定(ベトナムの国会承認済み)。さらに2030年までに追加的に計10基の原子炉を建設予定。第1サイトの2基の建設については、2009年12月に露が協力パートナーに決定。
- 第2サイトの2基の建設については、2010年10月に我が国が協力パートナーに決定。1号機は2021年に、2号機は2022年に運転開始予定。これまで、フィージビリティスタディの実施やファイナンス面の協力等について協議を行ってきた。
- この協定は、両国間の原子力の平和的利用分野における協力を実現する上で必要となる法的枠組みを定めるもの(2011年1月に署名。ベトナムは国内の承認手続を終了。)。また、原子力安全の強化等に関する協力についても規定。

- 我が国は、米国、英国、加、豪州、仏、中国、ユーラトム及びカザフスタンとの間で原子力協定を締結済み。
- ベトナムは、露、中国、韓国、アルゼンチン及び仏との間で原子力協定を締結済み。



原子力関連資機材、技術等の移転



協定の概要

- ①核物質等の平和的目的に限った利用
- ②核物質への国際原子力機関(IAEA)による保障措置の適用(査察等)
- ③原子力安全関連条約※に基づく措置の実施
- ④核物質を適切に防護する措置の適用
- ⑤核物質等の管轄外(第三国)への移転の規制
- ⑥この協定の適用を受ける核物質のベトナムにおける濃縮・再処理の禁止

※原子力安全関連条約: ①原子力事故早期通報条約, ②原子力事故援助条約, ③原子力安全条約

➡ 我が国とベトナムとの間で移転される核物質、原子力関連資機材及び技術の不拡散・平和的利用を法的に確保することが可能となる。特定のビジネスやプロジェクトについて取り決めるものではないが、我が国由来の原子力関連資機材等の不拡散・平和的利用の確保に関する相手国の義務が明確となる。また、原子力安全の強化等に関し協定に基づく協力の促進が可能となる。